## 健康診断ご担当者 様

## 金属アーク溶接作業について法改正のお知らせ

拝啓 貴社ますますご隆盛のことと、お慶び申し上げます。 日頃は健診事業等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表記の件につきまして厚生労働省では溶接作業により発生する「溶接ヒューム」を労働者に神経障害を及ぼすおそれがあることから新たに特定化学物質(管理第2類)に指定しました。それに伴い様々な健康障害防止措置(気中濃度測定、呼吸用保護具の選定、作業主任者の選任、特殊健診の実施など)が規定され、特殊健康診断の実施につきましては令和3年4月1日から施行となっております。半年に1回、下記の健診項目を実施し5年間の記録保存が必要ですのでご周知ください。なお、じん肺健康診断につきましても従来とおり(じん肺所見がない場合は3年に1回)実施が必要ですのでご注意ください。

敬具

記

## 一次健診

① 業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定

## 二次健診

① 作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査 等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が認める場合における 尿中等のマンガンの量の測定

以上

お問い合わせ先 豊田健康管理クリニック 企画課 0565-27-5550